

# 厚生労働大臣の定める施設基準等

令和6年10月1日現在

## ■ 施設基準等届出状況について

当院は基本診療料・特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として九州厚生局長に届け出て、以下の許可を受けています。

### 【基本診療料】

- 急性期一般入院料4
- 救急医療管理加算
- 急性期看護補助体制加算(25対1)
- 療養環境加算
- 地域医療体制確保加算
- 医療安全対策加算1
- ハイリスク分娩管理加算
- 入退院支援加算1(入院時支援加算)
- データ提出加算2・4
- 医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- 医師事務作業補助体制加算 1 (50対1)(精神科)
- 看護職員処遇改善評価料(54)
- 感染対策向上加算1(指導強化加算・抗菌薬適正使用体制加算)
- 急性期看護補助体制加算 (看護補助体制充実加算)
- 結核病棟入院基本料(10対1)
- 妊産婦緊急搬送入院加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 認知症ケア加算2
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 小児入院医療管理料4
- 小児入院医療管理料4(養育支援体制加算)
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 地域包括ケア入院医療管理料1(看護職員配置加算)
- 精神科病棟入院基本料(15対1)
- 診療録管理体制加算2
- 看護配置加算
- 緩和ケア診療加算
- がん拠点病院加算
- 患者サポート体制充実加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- 精神疾患診療体制加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神科応急入院施設管理加算
- 急性期看護補助体制加算 (夜間100対1)
- 看護職員夜間配置加算 16対1配置加算1
- 臨床研修病院診療加算(基幹型)
- 新生児治療回復室入院医療管理料
- 看護補助加算1(30対1)
- 精神科病棟入院時医学管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- 特定集中治療室管理料5
- 特定集中治療室管理料5(小児加算)
- 新生児特定集中治療室管理料2
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

### 【特掲診療料】

- 遠隔モニタリング加算(ペースメーカー指導管理料)
- 小児運動器疾患指導管理料
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 院内トリアージ実施料
- がん治療連携管理料
- 薬剤管理指導料
- 遺伝学的検査
- ヘッドアップテイルト試験
- コンピューター断層撮影(CT撮影 16列以上64列未満のマルチスライス型機器による場合)
- 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合)
- 外来化学療法加算1
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- がん患者リハビリテーション料
- 医療保護入院等診療料
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- 大動脈バルーンパンピング(IABP法)
- 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製(中部・センター・沖縄赤十字)
- テレパソロジーによる術中迅速細胞診(中部・センター・沖縄赤十字)
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- がん患者指導管理料イ、ロ
- 二次性骨折予防継続管理料3
- ハイリスク妊産婦連携指導料1・2
- 医療機器安全管理料1
- HPV核酸検出、HPV(簡易ジェノタイプ)
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 人工腎臓(下肢末梢動脈疾患指導管理加算)
- 超急性期脳卒中加算
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 精神科作業療法
- 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術
- ダメージコントロール手術
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- テレパソロジーによる術中迅速細胞診
- 夜間休日救急搬送医学管理料(救急搬送看護体制加算)
- 無菌製剤処理料
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 人工腎臓(導入期加算1)
- 植込型心電図記録計試食術及び植込型心電図記録計摘出術
- 胃瘻造設術
- がん拠点病院加算
- 麻酔管理料(Ⅰ)
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 地域連携夜間・休日診療科
- がん治療連携指導料
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 在宅療養後方支援病院
- 埋込型心電図検査
- 画像診断管理加算1
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 時間内歩行試験
- 膀胱水圧拡張術
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
- 経皮的冠動脈形成術
- 輸血管理料(Ⅰ)
- がん治療連携管理料
- クラウンブリッジ維持管理料
- 透析液水質確保加算1
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 歯科矯正診断料
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

### 【医療観察法】

- 通院対象者通院医学管理料
- 医療観察精神科作業療法

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### ■ 入院基本料について

当院は、一般病棟入院患者10人に対して1人以上、精神病棟入院患者15人に対して1人以上の看護職員を配置しております。(日勤・夜勤あわせて)  
また、一般病棟入院患者25人に対して1人以上、精神病棟入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

### ■ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方の発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

### ■ 初診・再診に係る費用の徴収について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として初診7,000円(歯科5,000円)、再診3,000円(歯科1,900円)を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分について、その費用を徴収することができるものと定められたものです。

### ■ 入院期間が180日を超える入院の費用徴収について

同一疾病又は負傷により、当該保険医療機関(他の保険医療機関を含む)に通算して180日を超える期間の入院(一般病棟)には、入院料の基本点数の15%を実費にて費用徴収することになります。なお、疾病又は負傷の状態、処置・治療の内容により対象とならない場合がありますので、詳しくは入院係までお問合せ下さい。  
(一般病棟入院基本料対象者:1日あたり2,380円)

### ■ 診断群分類別包括評価方式(DPC)について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる【DPC対象病院】となっております。

当院に入院される患者様は、診療行為毎に料金を計算する従来の「出来高方式」から、病気、症状等をもとに、処置などの内容に応じて定められた1日あたりの定額の点数＝「包括評価算定方式」により医療費が計算されます。疾病により一部適用されない場合もありますが、この方式により包括されるのは入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断等で、手術等については、従来どおり出来高で加算されます。

**【 DPC標準病院群 基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.2614 + 機能評価係数Ⅱ 0.1218 + 救急補正係数 0.0279 = 医療機関別係数 1.4562 】**

### ■ 食事療養について

入院時食事療養(Ⅰ)

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食に関しては午後6時以降)、適温で提供しております。

### ■ 指定医療機関等について

当院は、以下の各種指定を受けた医療機関です。

- 指定保険医療機関 ・ 生活保護法指定医療機関 ・ 小児慢性特定疾病指定医療機関 ・ 結核指定医療機関 ・ 災害拠点病院
- 被爆者一般疾病医療機関 ・ 労災保険指定病院 ・ 指定自立支援医療機関(精神通院医療) ・ 難病法指定医療機関
- へき地医療拠点病院 ・ 救急告示指定病院 ・ 第二種感染症指定医療機関 ・ 応急入院指定病院 ・ 協力型臨床研修指定病院
- 指定通院医療機関 ・ 沖縄県難病医療協力病院 ・ 沖縄県マンモグラフィ検診協力医療機関 ・ 沖縄県肝疾患に関する専門医療機関
- 地域周産期母子医療センター ・ 特定病院 ・ 地域がん診療病院
- 育成医療、更生医療指定自立支援医療機関(整形外科・腎臓・歯科矯正・口腔・免疫) ・ 基幹型臨床研修指定病院 ・ 地域医療支援病院
- 第一・二種協定指定医療機関

### ■ 特別療養環境の提供について

当院では、個室使用料につきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしています。

病棟名	特S室(11,000円)	特A室(7,700円)	特C室(2,750円)
3階西病棟	316号室	301号室	302号室・303号室・304号室・308号室・312号室・313号室・314号室・315号室
4階西病棟		413号室	401号室・417号室・418号室
4階東病棟	427号室		436号室・437号室・438号室
5階西病棟			502号室
5階東病棟			521号室・522号室・523号室・536号室・537号室

※ただし、医師等の判断により個室管理が治療上必要な場合、上記の部屋に入院された場合でも費用は発生しません。

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。  
 (沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例に基づいています。)

種類	単位		金額(税込)
分娩介助料	1件につき	1児出産の場合 (2児以上出産の場合、標準金額に1児増すごとに80,000円を加算する〔以下「加算料金」という〕)	160,000円 (以下「標準料金」という)
		妊娠満22週以降の出産の場合 ・産科医療補償制度への登録	1児出産につき 16,000円
		(1)休日	標準料金または加算料金に40%加算
		(2)診療時間外	
		ア 午後10時から翌日の午前5時まで	標準料金または加算料金に40%加算
		イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで	標準料金または加算料金に20%加算
予防接種料	1回につき		条例第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき		5,000円
死体検案料	1体につき		3,300円
特別室料	1日につき	特別室S	11,000円
		特別室A	7,700円
		特別室C	2,750円
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	10対1入院基本料を算定する場合	2,380円
新生児入院料	1日につき	(1)生後8日未満の新生児	10,000円
		(2)生後8日以上28日未満の新生児	3,810円
乳児入院料	1日につき		650円
新生児給食料	1日につき		実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。	7,000円 ※歯科口腔外科の受診にあつては、5,000円
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。	3,000円 ※歯科口腔外科の受診にあつては、1,900円
セカンドオピニオン	1件につき	基本料金	5,918円
		※検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、5,380円に当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額に100分の110を乗じて得た額となる。	
乳房ケア・指導料	1回につき		2,200円
避妊リング挿入技術料	1回につき	※別途材料費(約¥7,000~¥30,000)も自己負担となります。	33,000円+(材料費)
避妊リング除去技術料	1回につき		5,500円
歯科矯正料	1回につき	歯科点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額となる。	
病衣貸与料	1日につき		73円
子供用紙おむつ	1枚につき	未熟児用・新生児用(2~5kg) ※1(税抜)	20円 ※1(18円)
		S・Mサイズ ※1(税抜)	31円 ※1(28円)
電話代	1回につき		実費相当額
診断書発行手数料	1件につき	特別診断書	4,400円
		死体検案書	4,400円
		普通診断書	2,200円
		簡易診断書	1,100円
証明書発行手数料	1件につき	特別証明書	4,400円
		普通証明書	2,200円
		簡易証明書	1,100円
診察券再発行料	1件につき	診察券	220円
カルテ開示	1枚につき	診療録	10円
	1枚につき	レントゲンフィルムコピー(CD-R)	100円